

「運輸安全マネジメント」ガイドラインの取組みについて

安全の確保は運輸事業の基本であり、もっとも重要なことです。このため、安全性をより高めるため、従前の取組みに加え、局長(経営トップ)から現場まで一体となった安全管理体制を構築する必要があります。

具体的な構築方法として、国土交通省が定めている運輸安全マネジメント実施のガイドライン14項目に沿って実施し、より一層の「安全・安心」運行の確保を目指していきます。

1 「経営トップの責務」理解のために

安全管理体制を適切に機能させるためには、局長のリーダーシップ及び局幹部が担うべき役割を的確に果たすことが求められています。

経営トップが現場任せにするのではなく、リーダーシップの必要性をより認識するため、外部コンサルタント等の専門機関の講師を招き「経営トップの責務」の必要性について、外部からのアドバイスを受けていきます。

2 「安全方針」の周知について

交通局として、目指すべき安全への意思・決意に基づいた安全方針を策定し、全職員に周知を図ります。

その周知方法として、局内に掲示すると共に安全方針を記載したカードを作成し、執務中は常に所持するようにします。

3 「安全重点施策」について

目標の設定と達成に向けた取組み計画を立て、全職員が目標と達成状況の推移を把握出来るよう、営業所内に掲示します。

4 「安全統括責任者の責務」理解のために

安全統括責任者である営業推進課長は、局長の指示のもと安全管理体制を確保するための責務と権限を有することが求められています。

そのため、局長と同じように外部コンサルタント機関の講師を招き「安全統括責任者の責務」の必要性について、外部からのアドバイスを受けていきます。

5 「要員の責任・権限」の明確化について

取組みを適切に実施していくために関係者の責任・権限を明確に定め、全職員に周知するため「運輸安全マネジメント管理体制」の組織図を作成し、局内に掲示します。

6 「情報の伝達及びコミュニケーションの確保」について

さまざまな情報が縦断的・横断的にすぐに伝わる組織作りを目指すため、現在、設置している「コミュニケーションシート(意見箱)」の設置場所を増設し、投書し易い職場環境を作っていく、局幹部と現場のコミュニケーション向上を図ります。

7 「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について

昨年度から導入したドライブレコーダーを活用し、局内で実際に起きたヒヤリ・ハットを職員研修会等で活用し、事故防止・トラブルの防止に役立てます。

8 「重大事故等への対応」について

重大事故等が発生した際の対応手順を定め、重大事故発生時に備え、年1回以上は模擬訓練を行います。

また、模擬訓練については、警察や消防署などに参加要請し、実践的な訓練を行います。

9 「関係法令等の遵守の確保」について

国土交通省からの通達、及びバス協会等の関係機関からの情報が、関係職員に対して確実に周知されるよう、適時、関係職員及び運行管理者の勉強会を実施していきます。

10 「安全管理体制の構築・改善に重要な教育・訓練」の実施について

安全管理体制を適切に運営していくために、運行管理者の研修を年1回以上実施します。

また、外部の研修会などにも積極的に参加し、他事業者の取り組み状況を参考にしていきます。

11 「内部監査」の実施について

年1回、取り組みについて担当課（営業推進課）以外の総務経営課が内部監査を行い、問題点を洗い出し、局長に報告していきます。

12 「マネジメントレビューと継続的改善」について

内部監査後、局幹部が主体的に関わり、内部監査の問題点を基に継続的に見直し、改善を行っていきます。

また、局内部のみで判断することなく、外部コンサルタント等のアドバイスを求めています。

13 「文書の作成及び管理」について

取り組み内容が全職員に理解できるよう、取り組み状況を文書化し、全職員がいつでも見ることが出来るようにしていきます。

14 「記録の作成及び維持」について

単に取り組みを実施するのではなく、取り組み状況についての記録を残し、チェックすることにより、取り組み方法が正しく機能しているか継続的に管理していきます。